

政令第三百八号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）

第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第八項、第二十三条、第二十六条第一項及び附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十六条

第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号又は第四号の二に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2 法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げ

る者とする。

(交付金の交付の時期)

第二条 法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第
四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

(児童手当法の規定の適用についての技術的読替え)

第三条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の
規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の見出し、同 条第二項及び第三項、 第二十条第一項並びに 第二十一条第二項	児童手当	児童手当相当給付
第十八条第一項	第二十条第一項各号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する

第十八条第三項第一号			
前条第一項	同項	児童手当	
一項	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項</p>	<p>児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）</p>	<p>特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項各号</p>

<p>第十八条第三項第一号 及び第五項</p>	<p>第七条</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第六条</p>
<p>第十八条第五項</p>	<p>その年又は翌年の五月までの間（第二十六 条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）</p>	<p>平成二十四年三月までの間</p>
	<p>請求をした際（第二十六 条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一</p>	<p>請求をした際</p>

	日)	
第二十一条第二項及び第三項	毎年度	平成二十三年度
第二十一条第二項	当該年度	同年度
第二十一条第三項	当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して	千分の〇・二を標準として
第二十二条第一項、第二項、第六項、第九項	拠出金その他この法律の規定による徴収	拠出金

及び第十項、第二十三 条第三項並びに第二十 四条の二	第二十三条第一項	第二十四条	第二十四条の二
金	児童手当の支給を受 ける権利及び拠出金 その他この法律の規 定による徴収金	この法律	第二十二條第二項
拠出金		平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第 一項、第三項若しくは第五項の規定により適用するこ の法律	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第 一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十 二条第二項

第二十五条	児童手当の支給に関する処分又は拠出金 その他この法律の規定による徴収金	拠出金
第三十条	この法律	平成二十二年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用するこの法律

第四条 法第二十条第二項又は第四項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第七条第五項	第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第	第十八条第二項及び第三項並びに
----------	-----------------------------	-----------------

<p>十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び</p>	<p>第十八條第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九條中「第八條第一項の規定</p>
	<p>第十八條の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同條第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第</p>

により支給する児童
手当の支給に要する
費用のうち、被用者
に対する費用につい
てはその十分の八に
相当する額を、被用
者等でない者に対す
る費用についてはそ
の三分の一に相当す
る額を、それぞれ」
とあるのは「附則第
七条第五項において
準用する第八条第一

二項又は第四項の規定に基づきこの法律の規定により
支給する附則第七条第一項の給付とみなされる部分を
いう。以下同じ。」と、同条第三項中「児童手当」
とあるのは「特例給付相当給付」と、同項第一号中「
前条第一項」とあるのは「平成二十三年度子ども手当
支給特別措置法第十六条第一項」と、「第七条」とあ
るのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第
六条」と、第三十条中「この法律」とあるのは「平成
二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項
又は第四項の規定により適用するこの法律」と

<p>附則第七条第八項</p>	
<p>第一項から第六項ま</p>	<p>項の規定により行う 附則第七条第一項の 給付に要する費用に ついてはその三分の 一に相当する額を」 と、第二十六条第一 項中「被用者等でな い者」とあるのは「 被用者等でない者（ 被用者又は公務員で ない者をいう。以下 同じ。）」と</p>
<p>第五項</p>	

第五条 法第二十条第六項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	<p>で</p> <p>第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>	<p>同項</p>
<p>附則第七条第五項</p>	<p>第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）</p>	<p>第十八条第二項</p>

<p>二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで</p>	
<p>第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する</p>	<p>第十八条の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第六項の規定に基づきこの法律の規定により支給する附則第七条第一項の給付とみなされる部分をいう。）」</p>

費用のうち、被用者
に対する費用につい
てはその十分の八に
相当する額を、被用

と、第三十条中「この法律」とあるのは「平成二十三
年度子ども手当支給特別措置法第二十条第六項の規定
により適用するこの法律」と

者等でない者に対す
る費用についてはそ
の三分の一に相当す
る額を、それぞれ」
とあるのは「附則第
七条第五項において
準用する第八条第一
項の規定により行う
附則第七条第一項の

<p>附則第七条第八項</p>	
<p>第一項の給付の受給 で</p>	<p>給付に要する費用に ついてはその三分の 一に相当する額を」 と、第二十六条第一 項中「被用者等でない者」とあるのは「 被用者等でない者（ 被用者又は公務員で ない者をいう。以下 同じ。）」と</p>
<p>同項</p>	<p>第五項</p>

	<p>資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>

(児童手当法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第六条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の規定を適用する場合における児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)第六条から第九条まで(第七条の四及び第七条の十一を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六条第一項</p>	<p>法第二十条第一項第</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する</p>
<p>第六条の見出し</p>	<p>法第二十条第一項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項</p>

	<p>第六条第二項</p>		<p>第七條</p>
<p>三号</p>	<p>法第二十条第一項第四号</p>	<p>法第二十二條第二項</p>	<p>法第二十条第一項第一号</p>
<p>特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第三号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第四号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第二項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第一号</p>

<p>第七条、第七条の八第一項並びに第二項第三号及び第四号並びに第九条</p>	<p>拠出金その他法の規定による徴収金</p>	<p>拠出金</p>
<p>第七条の二、第七条の三第一項及び第七条の七</p>	<p>法第二十二條第三項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第三項</p>
<p>第七条の二第一号から第五号まで及び第七条の八第三項第一号から第七号まで</p>	<p>法第二十二條第一項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第一項</p>
<p>第七条の五</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第 号。以</p>

<p>第七条の八第一項</p>	<p>第七条の七</p>		<p>第七条の六（見出しを含む。）、第七条の八第一項及び第七条の九</p>	
<p>第七条の二第四号</p>	<p>法第二十二條第四項</p>	<p>第七条の二各号</p>	<p>法第二十二條第四項</p>	
<p>条の規定により適用する第七条の二第四号</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項若しくは第五項の規定により適用する法第二十二條第四項</p>		<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七条の二各号</p>	<p>下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六條の規定により適用する第七条の二各号</p>

	<p>法第二十二條第六項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第六項</p>
<p>第七條の十</p>	<p>第七條の八第一項</p>	<p>平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の十一</p>
<p>第七條の十二</p>	<p>、法第二十二條第八項</p>	<p>、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第八項</p>
	<p>児童手当法第二十二條第八項</p>	<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法第二十二條第八項</p>

		児童手当法施行令第七條の十二	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六條の規定により適用する児童手当法施行令第七條の十二
第八条（見出しを含む。）及び第九条		法第二十二條第九項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第九項
第八条		及び法第二十条第一項第三号及び第四号	並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第三号及び第四号
第九条第一項		法第二十条第一項第二号から第四号まで	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第二号から第四号まで

（保育の事業の実施に要する経費）

第七条 法第二十三条第一号に規定する保育の事業の実施に要する経費とは、次に掲げる事業の実施に要する経費をいうものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業のうち、同一の場所において複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）により行う保育の実施の事業

二 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、その設備又は運営が同法第四十五条の最低基準を満たすものその他厚生労働省令で定めるものが行う保育の実施の事業

（保育料の特別徴収）

第八条 法第二十六条第一項の規定により徴収することができる法第二十五条第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの間に行われる保育に係る保育料とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(法附則第三条に規定する者に関する経過措置)

第二条 法附則第三条に規定する者のうち平成二十四年三月三十一日までの間に法第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法第十八条第一項又は第二項の規定による費用の負担については、同条第五項の規定にかかわらず、法の施行の日の属する月から同年三月までの間(法附則第三条第二号又は第三号に掲げる者にあつては、その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から同年三月までの間)は、法第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における法第十八条第一項第一号に規定する被用者又は同項第二号に規定する被用者等でない者の区分による。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二に次の一項を加える。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)によ

る子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに」とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第四条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例）

第八条の二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第五条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一項を加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置

法」という。)の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合を含む。)」とする。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第六条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)及び」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)」に改める。

第三十五条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

(船員保険法施行令の一部改正)

第七条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る
特例）

第九条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三
十四条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四
十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三
年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第八条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る

特例)

3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一号から第百五十八号まで」を「第四十二号から第百五十九号まで」に改め、第百五十八号を第百五十九号とし、第四十一号から第百五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号

）第二十三条に規定する交付金

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第十四項第五号中「場合」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」を加える。

第二十七条の七第十二項第五号及び第三十九条の四十二第十四項第五号中「場合」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」を加える。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第十一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「平成二十二年度等」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」

に改め、「児童手当法第七条」の下に「の規定による認定」を加え、「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」を「平成二十三年等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第六条の規定による認定（同条第二項の規定による認定については、同項第二号に掲げる里親に係るものに限る。）」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第十二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成

十五年政令第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る特例)

3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法(」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法(」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百

八十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法に係る
特例)

3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。

(日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正)

第十五条 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）の規定が適用される場合における附則第三条の規定の適用については、同条中「第三条の規定による改正後の」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第六条の規定により適用する」と、「適用については、当分の間」とあるのは「適用については」とする。

（財務省組織令の一部改正）

第十六条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「の徴収及び」を「の徴収、」に改め、「徴収金の徴収」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十七条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「拋出金及び」を「拋出金、」に、「拋出金」と、「」を「拋出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の規定による拋出金」と、「」に、「拋出金」とする」を「拋出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の規定による拋出金」とする」に改める。

理由

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、子ども手当の支給に係る公務員の範囲、交付金の交付の時期その他子ども手当の支給に関して必要な事項等を定める必要があるからである。